

ほけん ねんきん 保険・年金

保険（医保）・年金（养老金）

こくみんけんこう ほけん 【国民健康保険】

国民健康保険（医疗）

国民健康保険（国保）の加入者は、病気やけがをした場合の医療費、出産した場合の出産育児一時金など、さまざまな保険給付が受けられます。

次の方を除いて、市内に住所があるすべての方が加入しなければなりません。

- 職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方
- 他の国民健康保険組合に加入している方
- 生活保護を受けている方

なお、外国籍の方も、3カ月を超える在留期間を決定され住民票を持っている方や、3カ月を超えて日本に滞在することが明らかな方は、国保に加入しなければなりません。ただし、会社や勤務先の健康保険に加入している方及び医療、観光目的等で入国している方は、除きます。

【問合せ】国保年金課 ☎963-9146

加入国民健康保険（国保）、可以在生病、受伤就医时得到医药费补助，分娩时还可以领取一次性生育补助等，享受各种保险福利。

除下列对象外，住址登录在越谷市的人都必须加入国民健康保险。

- 已加入工作单位的健康保险或后期高龄者医疗制度的人
- 已加入其他“国民健康保险组合”的人
- 正在领取最低生活保障（生活保护）的人

另外，持有外国国籍的人、被批准在留期间超过3个月并持有住民票的人、以及确定在日逗留超过3个月的人，都必须加入国民保险。加入工作单位所属健康保险的人，以及以就医、观光等目的来日的人除外。

【问询处】国保年金課 ☎048-963-9146

●国保に入る場合

下記の場合は、国保に入る届出が必要です。

- 市外から転入したとき
- 職場等の健康保険をやめたとき
- 職場等の健康保険の被扶養者でなくなったとき
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき

【問合せ】国保年金課 ☎963-9146

加入国保者

以下情况需要提交入保或变更申请。

- 从市外迁入本市后
- 脱离工作单位所属的健康保险后
- 不再是工作单位等健康保险的被抚养人后
- 孩子出生后
- 不再领取最低生活保障（生活保护）后

【问询处】国保年金課 ☎048-963-9146

●国保をやめるとき

下記の場合は、国保をやめる届出が必要です。

- 市外に転出するとき
- 職場等の健康保険に入ったとき
- 職場等の健康保険の被扶養者になったとき
- 死亡したとき
- 生活保護を受けるようになったとき

【問合せ】国保年金課 ☎963-9146

脱离国保时

以下情况需要办理脱保手续。

- 从本市迁出到市外时
- 加入工作单位所属的健康保险后
- 成为工作单位等健康保险被抚养人后
- 死亡
- 开始领取最低生活保障（生活保护）后

【问询处】国保年金課 ☎048-963-9146

●海外療養費の支給申請

旅行などで海外渡航中に、病気やけがで治療を受けた場合、診療内容が日本国内で保険診療の対象になっていれば、帰国後の申請により保険給付が受けられます。申請には診療内容明細書・領収内容明細書（それぞれ日本語訳が必要）・パスポートなどが必要です。

【問合せ】国保年金課 ☎963-9154

国外医疗费の报销申請

在国外旅行等时因伤病就医时支付的医药费，如果治疗内容在日本国内医疗保险的范围内，在返回日本后可以申请保险部分医药费的报销。申请时需要保险证、治疗内容明细（需要附上日语翻译）、医疗费用明细（需要附上日语翻译）、护照等材料。

【问询处】国保年金課 ☎048-963-9154

●高額療養費

同月内の医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が、申請により高額療養費として支給されます。自己負担額の計算条件や申請方法については、お問い合わせください。

【問合せ】国保年金課 ☎963-9154

高額療養費

如果在一个月份内，个人负担部分的医疗费过高，超过规定的基准，可以利用高额疗养费制度，申请返还超出基准额的医疗费。关于个人负担费用的计算条件和申请方法请向负责部门具体咨询。

【问询处】国保年金課 ☎048-963-9154

●出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度

国保に加入している方が出産した場合に支給される出産育児一時金を、医療機関等が世帯主に代わって支給申請し受け取ることにより、被保険者の方は、出産費用のうち出産育児一時金の額を超えた分を医療機関に支払うだけで済みます。

利用希望される場合は、出産を予定している医療機関等に確認してください。

出産費用が出産育児一時金の支給額未満の場合は、国保年金課に医療機関等から交付された領収書等を提出して差額分の支給申請をすることができます。

直接支払制度を利用しない場合は、医療機関等へ出産費用を全額お支払いいただき、領収書等をお持ちのうえ出産育児一時金の支給申請をしていただきます。

支給申請には、保険証・世帯主の印鑑・世帯主名義の通帳・領収書・明細書などが必要となります。

【問合せ】国保年金課 ☎963-9154

一次性生育補助直接支付制度

加入国保の人が分娩後，可以由所在医院代替户主申请领取“一次性生育补助”作为分娩医疗费。因此，被保人只需向医院支付“一次性生育补助”差额的不足费用。

希望利用此制度的人，请向您所在的医疗机构咨询。

如果分娩医疗费未超过“一次性生育补助”的金额，可以携带医院开具的收据等到国保年金课申请差额返还。

如果不利用直接支付制度，就需要先向医疗机构支付全额分娩费用，然后携带收据等材料到相关部门办理“一次性生育补助”的申请手续。

申请时需提供保险证、户主的印章、户主名义的存折、收据、明细等材料。

【问询处】国保年金課 ☎048-963-9154

●特定健診等

40歳以上75歳未満の被保険者を対象とした「特定健診・特定保健指導」を実施しています。

なお、社会保険にご加入の方については、それぞれの方が加入する医療保険者が実施することとなっています。

【問合せ】国保年金課 ☎963-9154

特定健康検査

40歳至未滿75歳の国保被保人可以享受越谷市实施的“特定健康检查和特定保健指导”。加入社会保险的人由各自加入的医疗保险机构负责实施体检。

【问询处】国保年金課 ☎048-963-9154

【国民年金】

国民年金制度は、老齢、障がいまたは死亡によって、生活の安定が損なわれることを防ぎ、健全な生活の維持および向上に寄与することを目的としています。

【問合せ】国保年金課年金担当 ☎963-9155

国民年金（养老金）

国民年金制度是为了防止因高龄、残障或死亡等原因造成生活的不稳定，以及为了维持健全的生活形态而制定的保险制度。

【问询处】国保年金課年金担当 ☎048-963-9155

●国民年金の被保険者となる方

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未滿の方は、国民年金に加入しなければなりません。加入の形態により、保険料の支払い方が異なります。

- ① 自営業者・学生等の方（第1号被保険者といいます）…個人で国民年金保険料を支払います
- ② 厚生年金、共済組合の加入者（第2号被保険者といいます）…厚生年金、共済組合の掛け金から国民年金に拠出されていますので個人で支払う必要はありません
- ③ 厚生年金、共済組合の加入者に扶養されている配偶者

国民年金被保人

凡在日本国内有住址，滿20岁到未滿60岁的人，都必须加入国民年金。保险费的交纳方法随加入的形式变化。

- ① 个体经营、学生等（第1号被保人）：
国民年金保险费由加入者个人支付。
- ② 厚生年金、共済組合の加入者（第2号被保人）：
从厚生年金、共済組合の保险费中支付国民年金保险费，不需要个人支付。
- ③ 厚生年金、共済組合の加入者の扶養配偶（第3号被保人）：

（第3号被保険者といいます）…厚生年金、共済組合の掛け金から国民年金に拠出されていますので個人で支払う必要はありません

このため、就職・退職・転職・結婚・離婚などをして被保険者の種別が変わったときは、届け出をしないと年金をもらうときに不利益が発生する場合があります。

【問合せ】国保年金課年金担当 ☎963-9155

●保険料免除制度

申請免除（全額・4分の3・半額・4分の1）の届け出先は国保年金課年金担当です。

第1号被保険者（学生・生徒を除く）が、保険料をおめることが経済的に困難なときは、日本年金機構に申請して承認を受ければ、保険料の納付が免除されます。ただし、すでにその月にかかる保険料が納付または、前納されているときはその月については免除されません。また、免除の承認期間は、7月から翌年6月までです。引き続き免除を希望する場合は毎年申請が必要です。

- 4分の3・半額・4分の1免除の承認を受けても納付すべき保険料を納付しない月は、保険料未納期間となります
- 学生納付特例制度が適用される方は、この免除制度は適用されません

【問合せ】国保年金課年金担当 ☎963-9155

●学生の保険料納付特例

国民年金の第1号被保険者である学生・生徒（夜間部・定時制・通信制課程を含む）で本人の前年の所得が一定額以下である方は、申請し承認されると、保険料の納付が猶予されます。納付特例の承認期間は4月から翌年3月までです。また、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること（追納）ができます。引き続き学生納付特例を希望される場合は、毎年申請が必要です。

【問合せ】国保年金課年金担当 ☎963-9155

●短期在留外国人の脱退一時金

短期在留の外国人の方が6ヵ月以上国民年金の保険料を納付し、帰国した場合、2年以内に請求することにより、納付期間に応じた支給されます。

【問合せ】越谷年金事務所 ☎960-1190

●越谷年金事務所

厚生年金、国民年金の事務や手続き、相談などを行っています。

- 業務時間：月曜～金曜日、午前8時30分～午後5時15分
- 所在地：弥生町16-1 越谷ツインシティ B シティ 3階

【問合せ】越谷年金事務所 ☎960-1190

从厚生年金、共済組合の保险费中支付国民年金保险费，不需要个人支付。

因就职、辞职、转职、结婚、离婚等理由被保人类型发生变化时，需要进行申报。否则可能在将来领取年金时带来不必要的损失。

【问询处】国保年金課年金担当 ☎048-963-9155

保险费的减免制度

国民年金課年金担当の窓口负责受理减免申请（减免分为全免、3/4 免除、半免、1/4 免除）。

当第1号被保人（学生除外）因经济原因，交纳保险费有困难时，向日本年金机构申请，经审核批准，可以减免保险费。但是，已经交纳或提前交纳的月份不能免除。减免申请的审批期间为7月到次年6月。希望连续减免者，每年都需要办理申请手续。

- 即使减免申请被批准，但应缴纳却未缴纳的月份将被视为保险费未缴期间。
- 适用学生缴纳特例制度的人，不能利用此减免制度。

【问询处】国保年金課年金担当 ☎048-963-9155

学生的保险费缴纳特例

若国民年金第1号被保人为学生（包括夜校、定时制和远程教育）且前一年的收入在规定基准以下，申请并通过审批，可以暂缓缴纳保险费。缴纳特例的审批期间为4月到次年3月。另外，可以补缴10年以内的保险费。希望连续享受学生缴纳特例者，每年都需要办理申请手续。

【问询处】国保年金課年金担当 ☎048-963-9155

短期滞在外国人的一次性退保金

如果短期停留在日本的外国人交纳6个月以上（含6个月）的国民年金保险费后离开日本回国，可以在2年内申请一次性返还保险金，金额按缴纳期间计算。

【问询处】越谷年金事務所 ☎048-960-1190

越谷年金事務所

负责办理厚生年金和国民年金相关事宜、各种手续以及提供咨询等。

工作时间：星期一至星期五

上午8点半至下午5点15分

地址：弥生町16-1 越谷ツインシティ B 座3楼

【问询处】越谷年金事務所 ☎048-960-1190